

○岐阜大学動物性集合胚生命倫理審査委員会細則

(令和8年3月30日岐大細則第20号)

(趣旨)

第1条 岐阜大学動物性集合胚作成規程（令和7年度岐大規程第57号。以下「規程」という。）第4条第1項に基づく動物性集合胚生命倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運用に関し必要な事項は、この細則の定めるところによる。

2 学長は、委員会の審査が適正かつ公正に行えるよう、委員会の活動の自由及び独立を保障するものとする。

(定義)

第2条 この細則において使用する用語の定義は、規程第2条第1項各号のほか、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」、「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則」及び「特定胚の取扱いに関する指針」（以下「指針」という。）において使用する用語の例による。

(所掌業務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 作成部局の長から諮問を受けた作成計画又は作成計画の変更等（以下「作成計画等」という。）が指針に適合しているかどうかについて、倫理的観点及び科学的観点から調査審議を行うこと。

(2) 作成部局の長から報告を受けた作成計画の進捗状況及び結果について、意見を述べること。

(3) その他必要と認める事項について、調査検討し審議すること。

(組織)

第4条 委員会の構成は、研究計画の科学的妥当性及び倫理的妥当性を総合的に審査するため、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。なお、第1号から第3号までに掲げる者は、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。委員会の成立についても同様の要件とする。

(1) 生物学・医学の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること。

(2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること。

(3) 一般の立場に立って意見を述べられる者が含まれていること。

(4) 本学に所属しない者が2名以上含まれていること。

(5) 男女両性で構成されていること。

(6) 5名以上であること。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在、事故又は委員長自らが関与する研究等であること等を理由として、その職務を適切に遂行することができないときは、委員長の職務を代理する。

(審査及び判定)

第7条 委員会は、指針に基づき申請内容の科学的妥当性及び倫理的妥当性について総合的に審査を行い、その適否、留意事項、改善事項等に関して意見を述べなければならない。

2 委員会は第4条第1項に掲げる要件を満たす場合に限り成立するものとする。

3 審査の判定は、原則として出席委員全員の合意によるものとする。

4 学長、審査対象となる研究責任者及び当該研究に係る者は、その審議又は判定に同席してはならない。ただし、委員会の求めに応じて出席し、当該研究に関して説明することができるものとする。

5 委員会は、研究責任者に対し、審査のために追加して必要な説明及び資料の提出を求めることができる。研究責任者は、正当な理由がない限りこれに応じなければならない。

6 委員会は、委員以外の専門家から意見を聴取することができるものとする。

7 審査判定は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 承認する

(2) 条件付きで承認する

(3) 承認しない

(4) 該当しない

8 委員は、自らが研究に関与する作成計画等の審議に加わることはできない。

9 委員会は、第1項の規定にかかわらず作成計画の変更内容が次の各号に定める軽微な変更であると委員長が認める場合は、書類送付により審議することができる。この場合の結論は、委員全員の合意をもって決する。

(1) 中心的な役割を担っていない研究者の追加、抹消等

(2) その他作製計画の軽微な変更

10 委員会は、作成部局の長から作成計画の進捗状況について報告を受け、必要に応じて調査を行い、その留意事項、改善事項等に関して意見を述べなければならない。

(審議状況の公開)

第8条 委員会は、議事要旨を公開するものとする。ただし、公開することによって、個人の人権、個人の意味、使用の独創性、知的財産権保護に支障が生じるおそれのある部分及び法令等に定めがある部分は、非公開とすることができる。

2 公開の方法は、委員長が指定するところにより行うものとする。

(審査及び調査書類の保存期間)

第9条 審査及び審議に関する書類の保存期間は、法令等に定めがある場合を除き、5年とする。

2 保存期間の起算日は、当該研究等が終了した日の属する年度の末日の翌日とする。

(守秘義務)

第10条 委員は、委員会に関して知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職務を辞した後も同様とする。

(他の研究機関からの審査受託)

第11条 委員会は、他の研究機関から審査依頼があった場合には、この細則に準じて審査を行うことができる。

2 他の研究機関からの依頼による審査に関し必要な事項は、別に定める。

(審査手数料等)

第12条 第3条第1項に定める審査の申請を行う場合の手数料又は管理料は、一研究課題につき別表のとおりとする。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、研究戦略部研究安全管理課において処理する。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項については、別に定める。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

別表

区分	金額（税込み） /1件
(審査料) 動物性集合胚作成届または変更届出書の審査	100,000円
(管理料) 2年目以降も研究等を継続するとき、毎年	40,000円